

訴 状

却下

情報公開 ~~一部開示決定~~ 処分取消請求事件

東京地方裁判所御中

2018年1月 日

原告 三宅 勝久

東京都杉並区阿佐谷南2-22-12第二森屋荘（送達場所）

070-5573-5805

被告 東京都

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

上記代表者兼処分庁 東京都議会議長尾崎大介

訴訟物の価格 算定不能

貼用印紙代 1万3000円

予納郵券代 6000円

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、処分庁が2017年9月25日付で行った、尾崎大介都議会議員の2016年度政務活動費収支報告書に添付された家賃・人件費の領収書の写しにかかる公文書開示請求却下処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の理由

第1 事実経過

原告は2017年9月12日、処分庁に対して、東京都議会情報公開条例（甲4）に基づき、

〈2016年度政務活動費収支報告書に添付された領収書の写し。ただし尾崎大介議員のもの。家賃および人件費に関するもの。政務活動費の支出額がわかる部分（台紙）を含む。〉

という内容で公文書開示請求を行った（甲1の2頁）。

これに対し処分庁は、同年9月25日、開示請求を却下する処分を行い、郵送にて原告に通知した。通知書に記載された却下理由は次のとおりであった。

〈東京都議会情報公開条例第20条第1項の規定により、他の条例の規定による閲覧若しくは写しの交付の対象となる公文書は、開示をしないものとしている。〉

請求のあった文書は、東京都議会政務活動費に関する条例第16条第3項の領収書であり、同規定により、その写しの閲覧及び写しの交付が請求できるものである。

この場合において、領収書等に東京都議会情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報が記録されているときは、該当部分を除いて閲覧に供するものとされている。)

(甲1の1頁)

第2 却下処分の違法性について

請求対象文書である家賃・人件費の領収書の写しおよびその台紙(貼付用紙)は、東京都議会事務局において保管が義務づけられている公文書である。そして、東京都議会政務活動費に関する条例(甲5。以下「都政務活動費条例」という)第16条3項に基づき、これらの公文書を一部非開示にしたものが閲覧に付されている。非開示部分は以下のとおりである。

1 人件費

- ・領収書の金額および支払先
- ・台紙の「政務活動費支出額」と「支払先」「備考」欄に記載された内訳部分

(甲2)

2 事務所家賃

- ・領収書の支払先および印影
- ・台紙の「支払先」

(甲3)

原告が本件領収書等の開示請求を行ったのは、これら非開示部分の開示を求めるためであった。そして、この開示請求に対して処分庁は却下処分としたが、これは条例の解釈を誤っており違法な処分である。

処分庁は却下理由として、東京都議会情報公開条例（以下「都情報公開条例」という）第20条第1項を挙げる。しかしこの規定は、他の条例によって閲覧や写しの交付が制度化されている公文書について、制度の二重化を避けるのを目的としたものである。原告が開示請求を行った公文書は、都議会事務局が保管する領収書の写しであって、都政務活動費条例の制度によって一部を非開示にした状態で閲覧・謄写を行っているものと同一ではない。情報公開制度が二重になるという問題は発生していないのであるから、都情報公開条例第20条1項の適用は誤りである。

また、都政務活動費条例には、領収書を閲覧などに付する際、一部の情報を非開示にできるとの規定がある。その一方で、非開示部分の開示を求めて不服審査申し立てや訴訟で争うことができる旨の規定は存在しない。政務活動費の用途にかかる領収書のなかに公開されていない情報があるにもかかわらず、公開を求めることができず、かつ不服審査の申し立てや訴訟もできないとする合理的理由はない。よって本件開示請求にかかる公文書が都情報公開条例の対象になるのは明らかである。

第3 本件各非開示情報は開示すべきである

処分庁は、本件開示請求を適法な請求として受理したうえで、各非開示部分を開示する処分をすべきである。以下その理由を述べる。

1 秘書給与について

尾崎議員は毎月「秘書給与」として政務活動費から支出を行っているが、その額および内訳、支払先は非開示にされている。いうまでもなく政務活動費は公金であり、その用途については説明をする義務が制度上課せられている。この説明義務において、金額と支払先は基本的な情報

であり、開示するのが当然である。開示によって失われる権利利益は存在しない。むしろ開示しないことによって都民の利益が失われるおそれがある。

2 事務所家賃について

尾崎議員は毎月「事務所家賃」として3万5000円を政務活動費から支出している。領収書の支出額は7万円でその按分2分1との説明がされている。しかし、その支払先の情報はいっさいが非開示とされている。いうまでもなく政務活動費は公金であり、その用途については説明をする義務が制度上課せられている。この説明義務において、金額と支払先は基本的な情報である。よって支払先を開示するのは制度上当然である。開示によって失われる権利利益は存在しない。むしろ開示しないことによって都民の利益が失われるおそれがある。

第4 結論

以上のとおりであるから、本件却下処分は違法であり、取り消されるべきである。